

令和6年 生駒市議会 第1回（3月）定例会

日時 令和6年3月5日（火）
午前10時 開会
場所 議会 議場

議事日程（第1号）

順位	議案番号	審議件名	摘要
		開会宣告	
		諸般の報告	
		市長招集挨拶	
		開議宣告	
日程第1		会期の決定	
日程第2		会議録署名議員の指名	
日程第3		生駒市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	
日程第4	報告第1号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	
日程第5	報告第2号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	
日程第6	議案第1号	専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度生駒市一般会計補正予算（第8回））	
日程第7	議案第36号	生駒市監査委員の選任について	

順位	議案番号	審議件名	摘要
日程第8	議案第37号	生駒市教育長の任命について	
日程第9	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
日程第10	議案第2号	令和6年度生駒市一般会計予算	
日程第11	議案第3号	令和6年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	
日程第12	議案第4号	令和6年度生駒市介護保険特別会計予算	
日程第13	議案第5号	令和6年度生駒市国民健康保険特別会計予算	
日程第14	議案第6号	令和6年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第15	議案第7号	令和6年度生駒市水道事業会計予算	
日程第16	議案第8号	令和6年度生駒市下水道事業会計予算	
日程第17	議案第9号	令和6年度生駒市病院事業会計予算	
日程第18	議案第10号	令和5年度生駒市一般会計補正予算（第9回）	
日程第19	議案第11号	令和5年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第2回）	
日程第20	議案第12号	生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
日程 第21	議案第 13 号	生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程 第22	議案第 14 号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第23	議案第 15 号	生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について	
日程 第24	議案第 16 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第25	議案第 17 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第26	議案第 18 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第27	議案第 19 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第28	議案第 20 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程 第29	議案第 21 号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第30	議案第 22 号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第31	議案第 23 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第32	議案第 24 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程 第33	議案第 25 号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	

順位	議案番号	審議件名	摘要
日程第34	議案第26号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第35	議案第27号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第36	議案第28号	生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第37	議案第29号	生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第38	議案第30号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第39	議案第31号	損害賠償の額の決定について	
日程第40	議案第32号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について	
日程第41	議案第33号	生駒山麓公園の指定管理者の指定について	
日程第42	議案第34号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について	
日程第43	議案第35号	第6次生駒市総合計画第2期基本計画を定めることについて	
日程第44	議案第38号	令和6年度生駒市一般会計補正予算（第1回）	
日程第45		一般質問	

委員会所管事務調査報告一覧表

総務市民委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
災害に係る情報発信・広報について	令和6年2月22日に委員会を開催し、災害に係る情報発信・広報について、調査報告書の取りまとめ及び市への提出方法を協議した。	調査報告書（案）の内容について協議し、提出する報告書の内容を決定した。

厚生文教委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
子育て支援について	令和6年2月22日に委員会を開催し、子育て支援について、調査報告書の取りまとめ及び市への提出方法を協議した。	調査報告書（案）の内容について協議し、提出する報告書の内容を決定した。

経済建設委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
地域公共交通について	令和6年2月19日に委員会を開催し、地域公共交通について、調査報告書の取りまとめ及び市への提出方法を協議した。	調査報告書（案）の内容について協議し、提出する報告書の内容を決定した。

委員会審査報告一覧表

総合計画特別委員会

審査事件	審査の経過	審査の結果又は概要
第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案）に対する意見の取りまとめについて	令和6年1月17日に委員会を開催し、第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案）に対する意見の取りまとめについて協議を行った。	第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案）に対する意見を決定するとともに、取りまとめた意見の市への提出を議長に申し入れることを決定した。

議会改革特別委員会

審査事件	審査の経過	審査の結果又は概要
議会運営及び議会基本条例の検証について	令和6年1月12日に委員会を開催し、検証事項に係る提案について協議を行った。	<p>検証事項「1 PCまたはタブレット端末の貸与と持ち込み」の「PCまたはタブレット端末の持ち込み」については、正副委員長で整理を行った「生駒市議会の会議におけるタブレット等私用端末の持込に係る運用基準」の変更案を提示し、提案に係る変更部分を同案のとおりとすることに決定するとともに、その他の部分に係る意見を踏まえ、正副委員長で協議を行った上で、改めて変更案を提示して、協議することに決定した。</p> <p>検証事項「2 委員会の専門性を発揮するための検討」の凜翔絆提案分については、提案者から具体的な提案の位置付け等について提示いただき、協議することに決定した。</p> <p>また、日本維新の会提案分については、各委員から意見をいただき、引き続き協議することに決定した。</p> <p>検証事項「4 議会基本条例第12条「質問」及び5 第20条「議員研修の充実」」については、条例案および逐条解説を提示し、同案のとおり変更することに決定するとともに、検証結果を議長に申し入れることに決定した。</p> <p>検証事項「6 本会議の活性化」については、提案者から本会議質疑に係る事例の説明を受け、質問を行い、引き続き協議することに決定した。</p>

審査事件	審査の経過	審査の結果又は概要
議会運営及び議会基本条例の検証について	令和6年1月26日に委員会を開催し、検証事項に係る提案について協議を行った。	<p>検証事項「1 PCまたはタブレット端末の貸与と持ち込み」の「PCまたはタブレット端末の持ち込み」については、正副委員長で整理を行った「生駒市議会の会議におけるタブレット等私用端末の持込に係る運用基準」の変更案を提示し、一部を修正した上で、同案のとおり変更することに決定するとともに、検証結果を議長に申し入れることに決定した。</p> <p>検証事項「2 委員会の専門性を発揮するための検討」の凛翔絆提案分については、提案者から具体的な提案の位置付け等について説明を受け、質問を行い、試行的に実施することに決定するとともに、提案者から実施フローに基づく基準案を提示いただき、改めて協議することに決定した。</p> <p>また、日本維新の会提案分については、委員長から、提案と正副議長の任期の関係性について確認した結果を説明し、提案者から他の議会の事例を提示いただき、引き続き協議することに決定した。</p> <p>検証事項「3 会議規則に沿った議会運営」については、提案者から具体的な運用案について説明を受け、質問を行い、引き続き協議することに決定した。</p> <p>検証事項「6 本会議の活性化」については、本市議会の現状についての資料を配布し、会派で意見集約等を行い、協議することに決定した。</p>
議会運営及び議会基本条例の検証について	令和6年2月19日に委員会を開催し、検証事項に係る提案について協議を行った。	<p>検証事項「2 委員会の専門性を発揮するための検討」の凛翔絆提案分については、提案者から実施フローに基づく基準案を提示いただき、質問を行い、令和6年3月定例会において、基準案のとおり試行的に実施することに決定するとともに、議会運営委員会において、試行的な実施について協議することの依頼を議長に申し入れることに決定した。</p> <p>また、塩見委員から検証事項に係る資料の配布について申入れがあり、配布を認めることに決定したことから、資料を配布するとともに説明を受け、質問を行い、試行的に実施した結果を踏まえて、改めて協議することに決定した。</p> <p>検証事項「3 会議規則に沿った議会運営」については、具体的な運用案について質問を行い、引き続き協議することに決定した。</p>

審査事件	審査の経過	審査の結果又は概要
		<p>検証事項「6 本会議の活性化」については、検証事項3と関連することから、検証結果を踏まえた上で協議してはどうかとの提案があり、「本会議質疑」については、会派で意見集約等を行った上で、協議することに決定した。</p> <p>「委員長報告」については、検証事項3と切り離して協議することに決定するとともに、提案者から具体案を提示いただき、協議することに決定した。</p> <p>「委員長報告に対する質疑」については、検証事項3の検証結果を踏まえて協議することに決定した。</p>

陳情書等一覧表

受 理 年 月 日	整 理 番 号	件 名
令和5年11月29日	令 和 5 年 陳情第 12 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
令和5年12月28日	令 和 5 年 陳情第 13 号	2023年度県民要求実現・全県・自治体キャラバン要請書
令和5年12月27日	令 和 5 年 陳情第 14 号	生駒市内建設関連業者の持続的発展に向けた取組を求める要望書
令和5年12月27日	令 和 5 年 陳情第 15 号	令和6年度商工振興対策の充実に関する要望書
令和6年2月8日	陳情第 1 号	小児のムンプスワクチンの助成、定期接種の期間外接種の助成及び5歳児健診実施に向けた有識者による協議の場の設置に係る要望書
令和6年2月13日	陳情第 2 号	物価高騰に見合う年金額の改訂を求める意見書を要請する陳情書

令和6年生駒市議会第1回（3月）定例会会期日程表(案)

会期:3月5日～22日までの18日間

月	日	曜日	時 間	会 議	通告書等提出締切日
3	1	金			
	2	土			
	3	日			
	4	月			
	5	火	10時	開会	17時 追送議案に 対する質疑
	6	水	10時	再開	9時 追送議案に 対する資料請求
	7	木	10時	再開	
	8	金	10時	再開	17時 所管事項に関 する発言
	9	土			
	10	日			
	11	月			
	12	火	10時	経済建設委員会	
			経済建設委員会終了後	予算委員会(経済建設分科会)	
	13	水	10時	厚生文教委員会	
			厚生文教委員会終了後	予算委員会(厚生文教分科会)	
	14	木	10時	総務市民委員会	
			総務市民委員会終了後	予算委員会(総務市民分科会)	
	15	金			
	16	土			
	17	日			
	18	月	10時	予算委員会	
			予算委員会終了後	総合計画特別委員会	
	19	火			17時 付託議案に 対する討論等
	20	水			
	21	木			
	22	金	10時	再開	
23	土				
24	日				
25	月				
26	火				

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
令和 6年 3月 5日 (火)	1 中尾 節子 【一問一答】	1 災害時の対応について
	2 成田 智樹 【一問一答】	1 認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて 2 管理が行き届いていない空き家等への対応について
	3 加藤 裕美 【一問一答】	1 本市の農業振興について
	4 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 生駒南小・中学校の施設整備について
6日 (水)	5 伊木 まり子 【一問一答】	1 地震による災害時の医療・救護活動及び平時における救急医療体制について 2 5歳児健康診査の実施に向けた有識者による協議について
	6 福中 眞美 【一問一答】	1 学校における食育の推進・学校給食の充実について
	7 浜田 佳資 【一問一答】	1 市長施政方針について
	8 辰巳 綾子 【一問一答】	1 不登校支援について
	9 山下 一哉 【一問一答】	1 誰もが安心して投票できる環境づくりについて 2 家具転倒防止器具及び、感震ブレーカーの設置補助について
7日 (木)	10 改正 大祐 【一問一答】	1 本市の人づくりとは 2 市LINE公式アカウントの活用について
	11 芦谷 真治 【一問一答】	1 登下校における子どもの安全対策について
	12 梶井 憲子 【一問一答】	1 消防団組織と地域との連携について
	13 高杉 千代子 【一問一答】	1 聴覚障がい児に対する切れ目ない支援について
	14 橋本 宏淳 【一問一答】	1 防災対策について 2 パートナーシップ構築宣言について
8日 (金)	15 塩見 牧子 【一問一答】	1 市民自治と市民参画・協働のありかたについて 2 市政顧問の設置について 3 テレワーク、副業の推進に伴う新たな課題

令和6年 生駒市議会 第1回（3月）定例会

日 時 令和6年3月6日（水）
午 前 10時 再 開
場 所 議 会 議 場

議事日程（第2号）

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		開議宣告	
日程 第1		一般質問	

令和6年 生駒市議会 第1回（3月）定例会

日 時 令和6年3月7日（木）
午 前 10時 再 開
場 所 議 会 議 場

議事日程（第3号）

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		開議宣告	
日程 第1		一般質問	

令和6年 生駒市議会 第1回（3月）定例会

日 時 令和6年3月8日（金）

午 前 10時 再 開

場 所 議 会 議 場

議事日程（第4号）

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		開議宣告	
日程 第1		一般質問	
日程 第2	議案第13号	生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程 第3	議案第16号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第4	議案第17号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第5	議案第18号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第6	議案第28号	生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第7	議案第29号	生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第8	議案第30号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	

順位	議案番号	審 議 件 名	摘要
日程 第9	議案第34号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について	
日程 第10	議案第2号	令和6年度生駒市一般会計予算	
	議案第3号	令和6年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	
	議案第4号	令和6年度生駒市介護保険特別会計予算	
	議案第5号	令和6年度生駒市国民健康保険特別会計予算	
	議案第6号	令和6年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第7号	令和6年度生駒市水道事業会計予算	
	議案第8号	令和6年度生駒市下水道事業会計予算	
	議案第9号	令和6年度生駒市病院事業会計予算	
	議案第10号	令和5年度生駒市一般会計補正予算（第9回）	
	議案第11号	令和5年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第2回）	
議案第12号	生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について		

順位	議案番号	審議件名	摘要
日程 第10	議案第 14 号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 15 号	生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について	
	議案第 19 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 20 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 21 号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 22 号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 23 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 24 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 25 号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 26 号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 27 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 31 号	損害賠償の額の決定について	

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
日程 第10	議案第 32 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について	
	議案第 33 号	生駒山麓公園の指定管理者の指定について	
	議案第 35 号	第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画を定めることについて	
	議案第 38 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）	
日程 第11	議案第 39 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第12	議員提出 議案第 2 号	生駒市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第13	議員提出 議案第 4 号	生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第14	意 見 書	若者のオーバードーズ（薬物の過量服薬）防止対策の強化を求める意見書(案)	

議案審査付託表

委員会	議案番号	審査件名
総務市民委員会	議案第 14 号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 15 号	生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について
	議案第 21 号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 22 号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 32 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について
厚生文教委員会	議案第 19 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 20 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第 23 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 24 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
経済建設委員会	議案第 12 号	生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
	議案第 25 号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 26 号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 27 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 31 号	損害賠償の額の決定について
	議案第 33 号	生駒山麓公園の指定管理者の指定について

委員会	議案番号	審 査 件 名
予算委員会 (総務市民分科会)	議案第 2 号	令和 6 年度生駒市一般会計予算
	議案第 10 号	令和 5 年度生駒市一般会計補正予算 (第 9 回)
	議案第 38 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算 (第 1 回)
予算委員会 (厚生文教分科会)	議案第 2 号	令和 6 年度生駒市一般会計予算
	議案第 4 号	令和 6 年度生駒市介護保険特別会計予算
	議案第 5 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計予算
	議案第 6 号	令和 6 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 9 号	令和 6 年度生駒市病院事業会計予算
	議案第 10 号	令和 5 年度生駒市一般会計補正予算 (第 9 回)
	議案第 11 号	令和 5 年度生駒市介護保険特別会計補正予算 (第 2 回)
	議案第 38 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算 (第 1 回)
予算委員会 (経済建設分科会)	議案第 2 号	令和 6 年度生駒市一般会計予算
	議案第 3 号	令和 6 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算
	議案第 7 号	令和 6 年度生駒市水道事業会計予算
	議案第 8 号	令和 6 年度生駒市下水道事業会計予算
	議案第 10 号	令和 5 年度生駒市一般会計補正予算 (第 9 回)
総合計画 特別委員会	議案第 35 号	第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画を定めること について

議員提出議案第 2 号

生駒市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条第 2 項及び生駒市議会会議規則第 1 3 条の規定により、上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 8 日

提出者	福中	眞美
賛成者	白本	和久
〃	塩見	牧子
〃	浜田	佳資
〃	成田	智樹
〃	片山	誠也
〃	改正	大祐
〃	山下	一哉
〃	加藤	裕美
〃	中嶋	宏明
〃	梶井	憲子
〃	芦谷	真治
〃	森	雄亮
〃	橋本	宏淳

生駒市議会基本条例の一部を改正する条例

生駒市議会基本条例（平成25年12月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（質問等）」に改め、同条第1項中「質問する」を「質問又は質疑（同項において「質問等」という。）を行う」に改め、同条第2項中「議員の質問」を「議員の質問等」に改める。

第20条第1項中「向上」の次に「、議員の品位の保持等」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議員提出議案第4号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和6年3月8日

提出者 白本 和久

賛成者 浜田 佳資

〃 成田 智樹

〃 梶井 憲子

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務市民委員会」を「企画総務委員会」に、「市長公室」を「経営企画部」に、「市民部」を「財務部、デジタルイノベーション推進課」に改め、同項第2号中「福祉健康部」を「福祉部、子育て健康部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の生駒市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務市民委員会の委員長、副委員長及び委員である者にあつては、改正後の生駒市議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する企画総務委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会において審査を継続している事件については、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会において審査を継続する事件とみなす。

若者のオーバードーズ（薬物の過量服薬）防止対策の強化を求める
意見書（案）

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬のオーバードーズによる救急搬送が、2020年は2018年と比較して2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2020年は2012年の約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主たる薬物のうち、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡したりする事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって国において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入

者が高校生、中学生等である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用等の説明と合わせて、適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

生 駒 市 議 会

令和6年 生駒市議会 第1回（3月）定例会

日 時 令和6年3月22日（金）

午 前 10時 開 会

場 所 議 会 議 場

議事日程（第5号）

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
		再開宣告	
		諸般の報告	
		開議宣告	
日程 第1	議案第27号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第2	議案第19号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第3	議案第21号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第4	議案第2号	令和6年度生駒市一般会計予算	
日程 第5	議案第12号	生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	
	議案第14号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第20号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	
	議案第22号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
日程 第5	議案第 23 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 24 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 25 号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 26 号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第 3 号	令和 6 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	
	議案第 4 号	令和 6 年度生駒市介護保険特別会計予算	
	議案第 5 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 6 号	令和 6 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 7 号	令和 6 年度生駒市水道事業会計予算	
	議案第 8 号	令和 6 年度生駒市下水道事業会計予算	
	議案第 9 号	令和 6 年度生駒市病院事業会計予算	
	議案第 10 号	令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）	
議案第 11 号	令和 5 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）		

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
日程 第5	議案第 38 号	令和6年度生駒市一般会計補正予算（第1回）	
	議案第 31 号	損害賠償の額の決定について	
	議案第 32 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について	
	議案第 33 号	生駒山麓公園の指定管理者の指定について	
	議案第 35 号	第6次生駒市総合計画第2期基本計画を定めることについて	
日程 第6		総務市民委員会の閉会中における継続審査について	
日程 第7	委員会提出議案 第 1 号	地域公共交通に関する決議について	

委員会所管事務調査報告一覧表

厚生文教委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
<p>1 生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について</p>	<p>令和6年3月13日に委員会を開催し、生駒市の行政に係る重要な計画に関する第4条第2項の規定に基づき、生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、第7期生駒市障がい者福祉計画、生駒市自殺対策計画及び第2期生駒市スポーツ推進計画の策定を受けるとともに、同条例第4条第1項の規定に基づき、第3次生駒市教育大綱（案）について報告を受け、質疑した。</p> <p>また、生駒南小学校・生駒南中学校整備基本構想について報告を受け、質疑した。</p>	<p>1 本市において、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減し、介護人材の不足がいつそう進展すると予測される中、医療・介護の連携の必要性や、認知機能が低下した高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まり、人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上が重要となる現状を踏まえ、中長期的な動向や課題を見据えて、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ることを目的とした生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に関し、パブリックコメントを経て策定された内容について報告を受けた。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づき、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査をすることに決定した。</p>
<p>2 第7期生駒市障がい者の福祉策定について</p>	<p>2 全ての障がい者が、地域で安心して生活でき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支えあいながら暮らすことができる社会の実現が求められている状況を踏まえ、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくことを目的とした第7期生駒市障がい者福祉計画に関し、パブリックコメントを経て策定された内容について報告を受けた。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づき、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査をすることに決定した。</p>	<p>2 すべての障がい者が、地域で安心して生活でき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支えあいながら暮らすことができる社会の実現が求められている状況を踏まえ、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくことを目的とした第7期生駒市障がい者福祉計画に関し、パブリックコメントを経て策定された内容について報告を受けた。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づき、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査をすることに決定した。</p>
<p>3 生駒市自殺対策の策定について</p>	<p>3</p>	<p>3 コロナ禍以降、自殺の要因になりうる様々な問題が顕在化したことで、女性や子ども、若者の自殺者数が増加するなどの新たな状況が生じていることを踏まえ、これまでの取組を継承するとともに、女性や子ども、若者の自殺対策を重点施策に加え、「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」の実現に向けた更なる自殺対策の推進を目的とした生駒市自殺対策計画に関し、パブリックコメントを経て策定された内容について報告を受けた。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査</p>

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
<p>4 第3次生駒市教育大綱(案)に係るパブリックコメントの実施について</p>		<p>に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査することに決定した。</p> <p>4 少子高齢化、人口減少などに加え、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢等の変化や人口知能(AI)の急速な進化等新たな教育課題に対応していくための基本理念、基本方針等を示す第3次生駒市教育大綱(案)について報告を受け、質疑した。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、策定後に生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づく報告を受ける際に調査することを決定した。</p>
<p>5 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想について</p>		<p>5 生駒南小学校及び生駒南中学校の教育環境を維持、充実し、未来に向けた新しい学校を整備するための方向性を示す生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想について報告を受け、質疑した。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査することに決定した。</p>
<p>6 第2期生駒市スポーツ推進計画の策定について</p>		<p>6 平成29年度に策定された生駒市スポーツ推進計画について、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、今後の本市のスポーツのあり方について検討する必要があることから、本市にふさわしいスポーツを楽しむ環境を提供していくための施策の方向性や具体的な取組を定める第2期生駒市スポーツ推進計画に関し、パブリックコメントを経て策定された内容について報告を受けた。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の取組状況を見て、必要に応じて調査することに決定した。</p>

経済建設委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
<p>1 第2期生駒市空家等対策計画(案)に係るパブリックコメントの実施について</p> <p>2 県域水道一体化に向けた取組について</p> <p>3 地域公共交通について</p>	<p>令和6年3月12日に委員会を開催し、第2期生駒市空家等対策計画(案)の策定に係るパブリックコメント案の内容について、報告を受け、質疑するとともに、県域水道一体化に向けた取組について報告を受け、質疑した。</p> <p>また、地域公共交通について、常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針第4条第3項の規定に基づく調査を実施した。</p>	<p>1 本市の空き家を取り巻く状況の変化や空家等対策の推進に関する特別措置法の改正への対応を図るため、空き家の有効活用や適正管理の方針を示す「空家等対策計画」とマンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正を受け、将来に向けての管理水準の向上を図るため、分譲マンションの適正管理の方針を示す「マンション管理適正化推進計画」をあわせた第2期生駒市空家等対策計画(案)について報告を受け、質疑した。</p> <p>また、「常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針」第5条に基づく、当該調査事項の取扱い方法については、同計画の策定後、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づく報告を受ける際に調査することに決定した。</p> <p>2 県域水道一体化に向けた取組について、組織体制、水道料金及び施設整備の具体的計画等について報告を受け、質疑した。</p> <p>また、当該調査事項の取扱い方法については、今回の報告で調査を終了し、今後の検討状況を見て、必要に応じて調査することに決定した。</p> <p>3 今年度のテーマを定めた調査の調査報告書において取りまとめた「地域公共交通に関する提言書」を「地域公共交通に関する決議」とし、委員会提出議案として議長に提出することに決定した。</p>

委員会審査報告一覧表

委員会	議案番号	審査件名	審査結果
総務市民委員会	議案第 14 号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 21 号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 22 号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 32 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について	原案可決
厚生文教委員会	議案第 19 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 20 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 23 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 24 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
経済建設委員会	議案第 12 号	生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 25 号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 26 号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 27 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第 31 号	損害賠償の額の決定について	原案可決

委員会	議案番号	審査件名	審査結果
経済建設委員会	議案第 33 号	生駒山麓公園の指定管理者の指定について	原案可決
予算委員会	議案第 2 号	令和 6 年度生駒市一般会計予算	原案可決
	議案第 3 号	令和 6 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	原案可決
	議案第 4 号	令和 6 年度生駒市介護保険特別会計予算	原案可決
	議案第 5 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	原案可決
	議案第 6 号	令和 6 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
	議案第 7 号	令和 6 年度生駒市水道事業会計予算	原案可決
	議案第 8 号	令和 6 年度生駒市下水道事業会計予算	原案可決
	議案第 9 号	令和 6 年度生駒市病院事業会計予算	原案可決
	議案第 10 号	令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）	原案可決
	議案第 11 号	令和 5 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	原案可決
	議案第 38 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）	原案可決
総合計画特別委員会	議案第 35 号	第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画を定めることについて	原案可決

修正案第 1 号

令和 6 年 3 月 1 9 日

生駒市議会議長 吉 村 善 明 様

発議者 塩 見 牧 子

〃 浜 田 佳 資

議案第 2 7 号生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正の動議について

このことについて、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び生駒市議会会議規則第 1 6 条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第 27 号生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案

議案第 27 号生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

別表第 1 に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第 1 に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域	都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示された令和 5 年 12 月 28 日生駒市告示第 239 号に定める大和都市計画生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------------	--

別表第 2 に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第 2 に次のように加える。

<p>生駒市学研 生駒テクノ エリア北地 区整備計画 区域</p>	<p>産業施設地 区A</p>	<p>次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12 項に規定する事業所内保育事業 の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類す るもの 9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設 10 自動車教習所</p>	<p>5, 000 平方メー トル</p>	<p>道路に面する側 にあつては3メ ートル以上、そ の他の側にあつ ては1メートル 以上</p>	<p>1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの</p>		<p>10分の 5(法第 53条第 3項第2 号の規定 に該当す る場合 は、10 分の6)</p>	<p>25メー トル</p>
	<p>産業施設地 区B</p>	<p>次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12</p>	<p>3, 000 平方メー トル</p>	<p>道路に面する側 にあつては1. 5メートル以 上、その他の側 にあつては1メ ートル以上</p>	<p>1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合</p>			

	<p>項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>10 自動車教習所</p>			計が5平方メートル以内であるもの			
産業施設地区C	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	1,000平方メートル	道路に面する側にあつては1.5メートル以上、その他の側にあつては1メートル以上	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>			

		9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設						
		10 自動車教習所						

○議案第27号 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

議案第27号 条例改正案										修正案											
別表第1(第2条関係)										別表第1(第2条関係)											
名称					区域					名称					区域						
略					略					略					略						
生駒市小瀬西地区整備計画区域					略					生駒市小瀬西地区整備計画区域					略						
生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域					都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示された令和5年12月28日生駒市告示第239号に定める大和都市計花生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域					都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示された令和5年12月28日生駒市告示第239号に定める大和都市計花生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域						
生駒市壱分北地区整備計画区域					都市計画法第20条第1項の規定により告示された令和5年12月28日生駒市告示第240号に定める大和都市計花生駒市壱分北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																
別表第2(第3条—第8条関係)										別表第2(第3条—第8条関係)											
地区整備計画区域の名称	計画地区区分	ア		イ	ウ		エ	オ	カ	地区整備計画区域の名称	計画地区区分	ア		イ	ウ		エ	オ	カ		
		建築してはならない建築物		建築物の敷地面積の最低限度	外壁等の面から敷地境界線までの距離等の制限 (ア) 距離等 (イ) 適用除外の建築物等	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度			建築物の高さの最高限度	建築してはならない建築物		建築物の敷地面積の最低限度	外壁等の面から敷地境界線までの距離等の制限 (ア) 距離等 (イ) 適用除外の建築物等	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の高さの最高限度
略										略											
生駒市小瀬西地区整備計画区域										生駒市小瀬西地区整備計画区域											
生駒	産	次に掲げる建築物		5,000平	道路	1	外壁		10分の	25メー	生駒	産	次に掲げる建築物		5,000平	道路	1	外壁		10分の	25メー

市学 研生 駒テ クノ エリア 北 地区 整備 計画 区域	業 施 設 地 区 A	1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 10 自動車教習所	方メー トル	に面 する 側 に あ つ て は 3メ ー ト ル 以 上、 その 他 の 側 に あ つ て は 1メ ー ト ル 以 上	等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが2. 3メー トル以 下で、 かつ、 床面積 の合計 が5平 方メー トル以 内であ るもの	5(法第5 3条第3 項第2号 の規定 に該当 する場 合は、1 0分の6)	トル	市学 研生 駒テ クノ エリア 北 地区 整備 計画 区域	業 施 設 地 区 A	1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 10 自動車教習所	方メー トル	に面 する 側 に あ つ て は 3メ ー ト ル 以 上、 その 他 の 側 に あ つ て は 1メ ー ト ル 以 上	等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが2. 3メー トル以 下で、 かつ、 床面積 の合計 が5平 方メー トル以 内であ るもの	5(法第5 3条第3 項第2号 の規定 に該当 する場 合は、1 0分の6)	トル
	産 業 施 設 地 区 B	次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児	3,000平 方メー トル	道路 に面 する 側 に あ つ て は 1.5 メー トル 以 上、 その	1 外壁 等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに					産 業 施 設 地 区 B	次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児	3,000平 方メー トル	道路 に面 する 側 に あ つ て は 1.5 メー トル 以 上、 その	1 外壁 等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに	

	<p>童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>10 自動車教習所</p>		他の側にあつては1メートル以上	類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの							
産業施設地区C	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱち</p>	1,000平方メートル	道路に面する側にあつては1.5メートル以上、その他の側にあつては1メートル以上	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計</p>							
	<p>童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>10 自動車教習所</p>		他の側にあつては1メートル以上	類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの							
産業施設地区C	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱち</p>	1,000平方メートル	道路に面する側にあつては1.5メートル以上、その他の側にあつては1メートル以上	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計</p>							

<u>地区</u> <u>△</u>	<u>重ね建て住宅を除く。</u> <u>2 住宅で事務所、店舗</u> <u>その他これらに類する用途を兼ねるもの</u> <u>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>4 公衆浴場</u> <u>5 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)</u>						
<u>複合住宅地区</u> <u>B</u>	<u>次に掲げる建築物</u> <u>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>2 公衆浴場</u> <u>3 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</u> <u>4 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)</u>	<u>165平方メートル</u>					
<u>沿道利用地区</u> <u>△</u>	<u>次に掲げる建築物</u> <u>1 住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの)</u> <u>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</u> <u>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>4 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。)</u> <u>5 公衆浴場</u> <u>6 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)</u> <u>7 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬</u>	<u>1,000平方メートル</u>					

	投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの					
	8 ボーリング場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場					
	9 カラオケボックスその他これに類するもの					
	10 自動車教習所					
沿道 利 用 地 区 B	次に掲げる建築物 1 住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。)	500平方メートル				
	2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの					
	3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの					
	4 公衆浴場					
	5 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)					

備考 略

別表第6(第11条の2、第11条の3関係)

地区整備計画区域の名称	計画地区の区分	建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度	適用除外の建築物の敷地面積
生駒市あすか野北1丁目東地区整備計画区域	略	略	略
生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域	産業施設地区A	10分の1	5,000平方メートル
	産業施設地区B	10分の1	3,000平方メートル
	産業施設地区C	10分の1	1,000平方メートル

備考 略

別表第6(第11条の2、第11条の3関係)

地区整備計画区域の名称	計画地区の区分	建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度	適用除外の建築物の敷地面積
生駒市あすか野北1丁目東地区整備計画区域	略	略	略
生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域	産業施設地区A	10分の1	5,000平方メートル
	産業施設地区B	10分の1	3,000平方メートル
	産業施設地区C	10分の1	1,000平方メートル

閉会中継続審査申出一覧表

委員会名	事件名	期限及び理由
総務市民委員会	議案第15号 生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について	審査終了まで 閉会中もなお審査を必要とするため

委員会提出議案第1号

地域公共交通に関する決議について

このことについて、地方自治法第109条第6項及び生駒市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

提出者 経済建設委員会委員長 改正大祐

地域公共交通に関する決議

人口減少やマイカーへの過度な依存に加え、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって人流が抑制され、ライフスタイルも変化したことから公共交通の利用者は急減した。2022年以降のロシアのウクライナ侵攻や円安による燃料費の高騰も、公共交通事業者の経営悪化に拍車をかけ、新型コロナウイルス感染症の5類移行によりコロナ禍以前に社会が戻りつつあるとはいえ、民間交通事業者単独で公共交通を維持していくことが困難になっている。

さらに、二種免許保持者の高齢化や、長時間拘束、低賃金構造など労働環境の悪さからバスやタクシーの運転手も減少し、交通事業者間で奪い合いになっているが、2019年の労働基準法の改正による時間外労働の上限適用の猶予期間が終了する2024年4月以降は問題がより深刻になることが予想される。これらの状況は、生駒市においても例外ではなく、一昨年、北部の奈良交通バス路線の廃止・減便の問題が浮上し、地域の生活の足をどのように確保するかが課題となっている。

生駒市では2021年2月に「持続可能な公共交通サービスで誰もが円滑に移動でき、市民の活動機会が保障されているまち」を実現するため、生駒市地域公共交通活性化協議会での協議を経て、公共交通のマスタープランとなる「生駒市地域公共交通計画」が策定された。現在、同計画に基づき様々な取組が行われているところではあるが、計画策定後に生じた以上のような社会情勢の変化を踏まえ、経済建設委員会では、2025年の「生駒市地域公共交通計画」の中間見直しに向けて、生駒市の地域公共交通の現状を把握するため、担当課及び公共交通事業者へのヒアリング並びに先進地事例の調査を実施し、生駒市における移動手段やその維持について、効果的な対策を講じることができるかについて検討した。

その結果、市に対し、下記の実施を強く求める。

記

1 生駒市北部バス路線再編の問題で、市・市民・公共交通事業者の三者による協議が進められているが、問題が起きてから協議するのでは遅いことから、日頃から三者が連携・協力できる体制を整えておく必要がある。具体的には毎年、市・市民・公共交通事業者のそれぞれが有する情報を共有し、意見交換できる場を設けること。

2 生駒市では北部バス路線再編を機に、公共交通事業者へ新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金及び同交付金（原油価格・物価高騰対応分）を活用した一時的な補助を行っている。地域公共交通は単なる移動手段ではなく、日常生活及び社会生活の重要な基盤であり、まちの重要なインフラであることから、今後、市が主体となり持続可能な地域公共交通の仕組みを維持するために、公共交通事業者への経常的な補助を検討すること。

経常的な補助を行うに当たっては、地域公共交通の重要性に鑑み、市の財政全体として公共交通事業にどれだけの予算を充てるのかを検討すること。その際、本年1月にふるさと納税の使い道として「公共交通 移動しやすいまちづくり」が新たに追加されたことから、ふるさと納税を活用するなど、財源についても検討すること。

なお、もとは高齢者の外出支援を目的に実施されていた「高齢者交通費等助成事業」については、市民の移動手段の確保という大きな視点から、地域公共交通のあり方と併せて検討されたい。

3 地域の公共交通を維持していくためには一定数の利用者を維持することが前提となるが、そのためには、まず、市民ニーズを的確に把握したうえで、日常的により利用しようと市民が思えるよう、市民参画を図り、利便性を向上させる取組が必要である。

また、市が事業を行う際は常に公共交通の利用促進を意識し、企画、制度設計されたい。

さらに、公共交通は、日常生活及び社会生活の重要な基盤であるという認識の下、公共交通を維持していくことの重要性と、利用に向けての意識を幼少期から醸成するため、学校行事における公共交通の活用や小中学校への出前授業など、将来へつながる利用促進策を進められたい。

以上、決議する。

令和6年 月 日

生 駒 市 議 会